令和 7 年 12 月 24 日

各　位

長 野 信 用 金 庫
理事長　鈴木 弘一

不祥事件発生のお知らせとお詫びについて

このたび、当金庫におきまして、下記のとおり不祥事件が発生いたしました。

社会的、公共的役割を担い、信用を第一とする金融機関にあって、このような不祥事件を発生させたことを深く反省するとともに、被害を受けられましたお客さまならびに地域のお客さまをはじめ関係各位に、心よりお詫び申し上げます。

記

1. 事件の概要

事　故　者	当金庫元職員（得意先課担当　男性　50 歳）
発　生　店	伊勢宮支店・大門町支店
発　覚　日	令和 7 年 5 月 27 日
発 生 期 間	令和 2 年 3 月 2 日から令和 7 年 5 月 23 日まで（5 年 2 か月）
内　　容	集金現金の過不足を隠蔽するため、着服・立替を繰り返していました。 また、お客さまから徴求すべき手数料等の立替行為を複数回行っていました。
事 故 金 額	金庫内調査の結果 着 服：　累計被害者　4 名　累計額　30,010 円 立 替：　累計被害者　6 名　累計額　183,110 円
発覚の経緯	元職員が集金業務を終え、現金照合を行った際、現金不足が生じたにもかかわらず、自身の手持ち金で不足分を立替えし、現金照合を装っていました。 お客さまから元職員の上席者に問合せがあったことが端緒となり、当金庫の調査により、着服及び立替の事象が確認されました。

2. 当金庫の対応

着服被害を受けられたお客さまには、元職員による着服の事実をお伝えしたうえで深くお詫びを申し上げ、当金庫が被害金額の全額 30,010 円を弁済いたしました。なお、当金庫の弁済額につきましては、元職員より既に全額弁済されております。

立替被害につきましては、立替累計額のうち 43,110 円が未収となっておりますが、相当年数経過しており、居所不明のお客さまもいることから、当該金銭については当金庫において損失処理を行う予定です。

3. 関係機関への届出等

事件発覚後、法令に基づき速やかに監督官庁への報告を行っております。所轄の警察署に対しても相談を行っております。

4. 関係者の人事処分

元職員につきましては令和 7 年 9 月 30 日付で懲戒解雇処分といたしました。また、理事長以下関係者につきましても、厳正に処分いたしました。

5. 今後の対応

今回の不祥事件を厳粛に受け止め、役職員一同が深く反省し、再発防止に向けて内部管理態勢の充実強化やコンプライアンス意識の向上と、事務処理態勢の強化を図ってまいります。

お客さまをはじめ関係各位、地域のみなさまからの信用、信頼の回復に全力を挙げて取り組んでまいります。

6. 本件に対するお問い合わせ先

総合企画部　法務コンプライアンスグループ
電　　話：　（代表）026-228-0221
受付時間：　平日の午前9時から午後5時まで

以上